様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2025年2月21日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ゆうげんがいしゃどうかん  一般事業主の氏名又は名称 有限会社道環  （ふりがな）こぼり　ごう  （法人の場合）代表者の氏名 小堀　剛  住所　〒099-2421  北海道網走市呼人174番地の8  法人番号　7460302004423  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略について | | 公表日 | 2025年　　1月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社サイトにて掲載  DX戦略について  小見出し：経営ビジョンとDX戦略  https://www.doukan.co.jp/profile/dx/ | | 記載内容抜粋 | ◼DXによって目指す経営ビジョン  有限会社道環は、人々の生活環境を保全する業務を担う組織です。  私達は、課せられた業務を市町村に積極的に協力し遅滞なく円滑に遂行する責任感と使命感を決して忘れず、社業その他あらゆる形で 貢献・奉仕し、社員、お客様、地域にとって「なくてはならない会社」を目指します。  ◼当社のDX戦略  人々の生活環境保全の使命を果たすため、デジタル技術を活用し、市町村との協力を強化します。  報告業務のデジタル化を推進し、業務効率と生産性を向上します。  紙の作業をデジタル記録に置き換え、データの自動集計を実現。  得られたデータを活用して業務プロセスの最適化や、迅速かつ円滑なサービス提供を目指し社員、お客様、地域社会にとって「なくてはならない会社」を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当該ページのDXに関する載内容は、取締役会にてDX推進チームを発足し、決議された内容に基づき作成され、公表しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略について | | 公表日 | 2025年　　1月　　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社サイトにて掲載  DX戦略について  小見出し：DX推進の取り組み  https://www.doukan.co.jp/profile/dx/ | | 記載内容抜粋 | DX推進の取り組み  4つのポイント   1. 紙業務の整理とデータ分類   紙ベースの業務を洗い出し、データを分類・整理してデジタル化の基盤を構築しました。   1. システム化の方式検討と選定   自社構築によるシステム化を決定し、最適な手法を選定してデータ基盤を構築しました。   1. 組織人員の可視化   スキル評価表を用いて社員のスキルや役割を可視化し、適材適所の人員配置を実現しました。   1. システムの実証実験と社員教育   開発システムのデモを行い適用性を検証し、勉強会で社員のデータ活用スキル向上させました。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当該ページのDXに関する載内容は、取締役会にてDX推進チームを発足し、決議された内容に基づき作成され、公表しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社サイトにて掲載  DX戦略について  小見出し：組織つくりと人材教育  https://www.doukan.co.jp/profile/dx/ | | 記載内容抜粋 | 全社を巻き込んだDX推進の体制  リーダーシップの明確化  代表取締役がDX推進の中心となり、全社的な取り組みをリードしております。 従業員教育の一環としてDX推進リーダーを設置し経営層と現場社員の橋渡し役や現場社員からのシステム修正依頼の集約、システム改善ミーティングの実施をしています。  全社を巻き込んだDX推進の体制  外部との連携  従業員へのシステム勉強会や個人情報の勉強会を計画しており、DX推進を主体的に参加できるようにしています。 DX推進のための外部リソースとして自社システムの開発会社を活用し、定着支援、社員教育のサポートに協力してもらっています。DX認証マークの取得にもご協力いただきました。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社サイトにて掲載  DX戦略について  小見出し：システム導入のロードマップ  https://www.doukan.co.jp/profile/dx/ | | 記載内容抜粋 | フェーズ１社内の可視化  ・紙業務の洗い出し  ・組織人員の可視化  フェーズ2システムの検討  ・システム化の方式検討  ・開発システムのデモンストレーション  フェーズ３システム運用と体制  ・顧客対応のデジタル化  ・システムの勉強会  ・情報セキュリティと透明性の強化  フェーズ４セキュリティ強化  ・DXマーク取得後の活用  ・情報資産の管理体制構築  ・個人情報/ITリテラシーの勉強会実施 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取組について | | 公表日 | 2025年　　1月　　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社サイトににて掲載  DX戦略について  小見出し：今後の展望  https://www.doukan.co.jp/profile/dx/ | | 記載内容抜粋 | 2025年度の達成目標を下記とします。  現在、最も時間のかかる8帳票のち3帳票のデジタル化が完了しています。2025年中に追加で3帳票のデジタル化を行い合計6帳票の完全デジタル化を行います。  その他  ・業務効率化による時間削減  ２０２４年は１か月１人当たり５時間残業→２０２５年3.5時間にします  ・デジタルツールの利用率  ２０２４年全社的に４０％の利用率→２０２５年７０％目標を目指します  ・セキュリティ対策の勉強会参加率  ２０２４年１００％→継続的に１００％を目指します  ・DXマーク等認証の継続・拡大状況  継続的な更新を目指します |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　　1月　　30日 | | 発信方法 | 自社サイトににて掲載  DX戦略について  小見出し：代表者メッセージ  https://www.doukan.co.jp/profile/dx/ | | 発信内容 | 皆様へ  地球温暖化や豪雨などの災害が頻発する昨今、環境保全に携わる企業の責任として環境問題に全力で取り組み、ESG経営にも 全力で取り組み、模範となる企業を目指してまいります。地域の雇用創出に寄与するなど社会貢献を進め、3K業種と呼ばれる環境保全事業のイメージを、DXを活用しながら刷新し働きやすい企業を目指します。  企業統治の面では、ペーパーレスなどの推進により、情報管理の徹底など高度な情報化経営を目指してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　1月頃　～　　継続中 | | 実施内容 | 「ＤＸ推進指標自己診断フォーマット」を活用した自己診断を行い、自社のＤＸ成熟度における課題を把握しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　1月頃　～　継続中 | | 実施内容 | SECURITY　ACTION制度に基づき、自己宣言を行い、「二つ星」宣言しております。  （手続き完了日：2025年　1月　6日） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。